

月報私学

2020
6
VOL.270



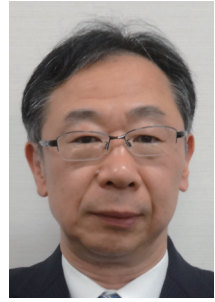
盈進学園は116年の歴史と伝統を誇る中高一貫校です。創立者藤井曹太郎先生によって定められた私学盈進の魂・建学の精神は『実学の体得』です。これは、実社会で活躍できる人間になるための教育目標です。生徒それぞれの人生の目標や夢をかなえるために、常に仲間とともに自分の責任を果たし、他者を思いやり困難に打ち勝つ精神力を身につけるための教育です。

写真提供 学校法人 盈進学園 (広島県福山市)

CONTENTS

- 就任のあいさつ 理事 舟橋 徹／小松 弘和 2
- 令和2年度 私学事業団の事業計画と予算 3
- 令和元年度版 自己診断チェックリストをご活用ください 6
- 標準報酬月額の設定が必要なとき 9
- 退職等年金給付掛金の負担軽減 10
- 新型コロナウイルス感染症への対応 11
- 基本ポートフォリオ等を見直しました 12
- 年金等給付にかかる標準報酬月額の上限の引き上げ(予定) 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

就任のあいさつ



理事 舟橋 徹
ふなはし とおる

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、企画・総務を担当することとなりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重さを痛感しております。私立学校の振興、教職員の福利厚生のために専心努力する所存ですので、皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

私が初めて私立学校関係の業務に直接関わったのは、平成8年7月から平成10年1月まで、旧文部省福利課で私学共済を担当した時です。既に平成7年2月の「特殊法人の整理合理化計画（閣議決定）」により、旧日本私学振興財団と旧私立学校教職員共済組合の統合が決定されており、私は、企画担当の課長補佐として、主に新しい法人設置のための法律等の制定に向けた業務に携わりました。高等教育局私学部の職員の方々とともに、作業用の一室に詰め、連日、法案作成、内閣法制局審査、国会審議への対応等に当たりました。団体組織である共済組合が振興財団と統合するに当たり、団体としての特性を制度上どのように担保するかなどの

点が課題となりました。業務の中で、共済制度の精緻さやそれを規程上表現する技術の高さなどを学びました。今回、本事業団に着任し、統合から20年以上を経て、様々な交流等を通じて組織の融合が深まるとともに、事業の充実が図られていると感じました。

私はこれまで、放送大学や国立大学での勤務経験はありますが、私立学校の振興に直接携わるのは初めてです。大学・短大の学生の約8割が学ぶなど、私立学校は、我が国の教育や研究に質・量両面で重要な役割を果たすとともに、それぞれの学校が建学の理念に基づき自主独立の個性ある教育・研究を進めています。また、地域における教育機会の提供にも大きな役割を果たしています。一方で18歳人口の減少等に対応し、私立学校にも経営力の強化や公共性の一層の確保などが求められています。これからの社会環境に対応した私立学校の更なる発展のため、本事業団の事業を通じて貢献させていきたい。自分自身努力したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。



理事 小松 弘和
こまつ ひろかず

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、年金・福祉を担当することとなりました。私は本事業団の前身の一つである私立学校教職員共済組合に奉職して以来、共済業務に携わって参りました。

これまで培ってきた経験を活かしながら私立学校の振興と私学教職員等の福利厚生制度の充実のために全力を尽くして参る所存ですので、皆様方のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、少子高齢化の波は加速度を増し、人口減少は予想よりも早い速度で進み、AI関連の技術革新や経済のグローバル化も急速に進展しております。こうした社会構造が激変していく環境においては、自らが進むべき道と執るべき行動を的確に判断し、実行することのできる資質と行動力を持った人材育成が求められていると強く感じております。

このような状況において、これまでも社会の発展を支える多種多様な人材を輩出してきた私立学校は、将来にわ

たつて社会の要請に依っていく人材育成を行うことが重要な責務であると認識しております。

社会保障では、少子高齢化に対応する年金財政の安定的な運営及び公的年金の公平性の確保を図ることを目的とし、被用者年金制度一元化が平成27年10月に実施されました。現在、本事業団は他の実施機関との情報連携を適切に実施しております。また、一元化に伴い創設された退職等年金給付の掛金率については、本年9月分から負担軽減を図ることとしています。

今後もマイナンバーカードを活用した医療保険のオンライン資格確認の導入に向けた対応、さらには政府が進める全世代型社会保障制度の構築に向けた改革が検討されております。

社会保障を取り巻く環境変化に伴う諸課題も多くありますが、本事業団が担う役割を十分認識し、私立学校の運営基盤の安定を図り、私学教職員等の皆様が安心して教育に従事できるように、最大限の努力をして参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

令和2年度は、家計が急変した家庭の学生に対する支援としての第一次補正予算を含む2983億9151万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

令和2年度の貸付事業計画額は625億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金291億円、自己調達資金334億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ286億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。

この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

令和2年度は、220億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

2年度は、2500万円を交付する予定です。

なお、2年度の寄付金受入目標額は3000万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

令和2年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1511万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講

師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校の特徴や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトに公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行

・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、「私立大学・短期大学教育の現状」の公表

減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行います。

我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付します。

令和2年度は、1942億2712万円を交付する予定です。

共済業務

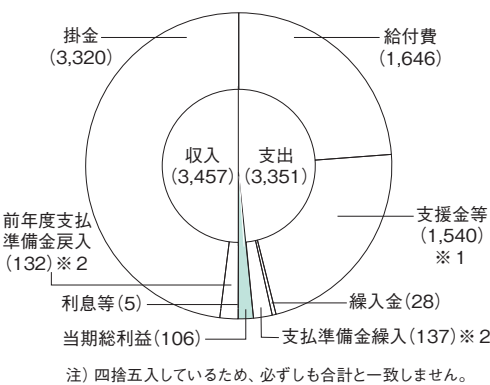
私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和2年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおりで、総計155万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区 分	①構成員（人）	②標準報酬月額の平均（円）	③標準賞与の平均年額（円）
合 計 加 入 者	610,771	371,533	1,276,883
(短 期 加 入 者)	(607,479)	(370,909)	(1,272,717)
(年 金 等 加 入 者)	(585,424)	(360,088)	(1,206,507)
被 扶 養 者	341,681	—	—
年 金 受 給 者	599,785	—	—
総 計	1,552,237	—	—

図1 短期(医療)給付事業(短期勘定)の予算収支(単位:億円)



短期(医療)給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・569%に据え置きました。

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・759%に変更しました(前年度掛金率1・592%)。

この掛金率を基に推計した掛金収入は3320億円となる見込みです。

保健給付等の給付費は1646億円を見込み、また、他制度への支援金等(※1)として、前期高齢者納付金463億円、後期高齢者支援金715億円、介護納付金361億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。その結果、掛金及び利息等の収入(3325億円)と給付費、支援金等

及び繰入金の支出(3214億円)との収支差に、支払準備金の戻入と繰入(※2)との差額を加えた106億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等

介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

年金等給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになっています。軽減保険料率(※3)は、

元年に行った財政再計算の結果、2年4月～8月までは14・973%、9月～翌年3月までは15・327%になりました。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

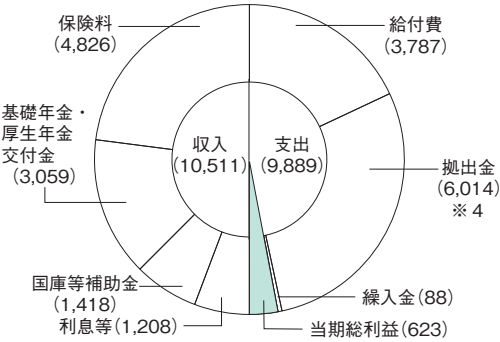
軽減保険料率を基に推計した保険料収入は4826億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1418億円、基礎年金交付金26億円、厚生年金交付金3033億円等を見込んでいます。

また、給付費は3787億円を見込み、その他に基礎年金拠出金2642億円、厚生年金拠出金3371億円等を見込んでいます。さらに、2年10月(9月分掛金)からは、経過長期給付積立金を活用し、加入者及び学校法人等の負担軽減を目的として、退職等年金給付の掛金率0・3%相当額を退職等年金給付勘定へ繰り入れることとなりました(本誌10頁参照)。このため、繰入金49億円を見込み、図2(本誌5頁参照)のとおり収支を予定しています。保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(1兆511億円)と給付費、拠出金(※4)及び繰入金等の支出(9889億円)との収支差623億円が当期総利益となる見込みです。

※3 軽減保険料率

私学共済制度では、加入者保険料の

図2 年金等給付事業〈厚生年金勘定〉の
予算収支(単位:億円)



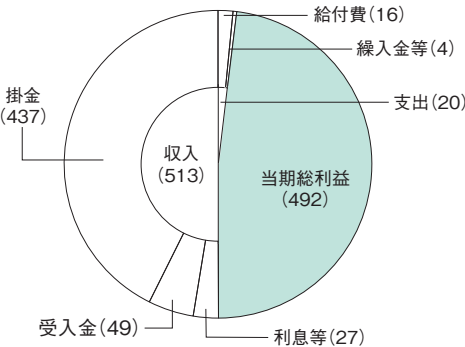
注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

〈退職等年金給付勘定〉
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きました。

負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができることされており、2年4月～8月の加入者保険料率は16・124%から1・151ポイント軽減し14・973%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し15・327%となります。これを軽減保険料率といいます。

※4 拠出金
基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとの加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

図3 年金等給付事業〈退職等年金給付勘定〉の
予算収支(単位:億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

福祉事業
健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

2年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。

なお、2年10月(9月分掛金)からは、厚生年金勘定から掛金率0・30%相当額を受け入れ、納付していただく掛金の率を1・20%に軽減します。

この掛金率を基に推計した掛金収入は437億円、厚生年金勘定からの受入金は49億円、給付費は16億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金、受入金及び利息等の収入(513億円)と給付費及び繰入金等の支出(20億円)との収支差492億円が当期総利益となる見込みです。

す。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・3億円が措置されます。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として17億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として39億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリ

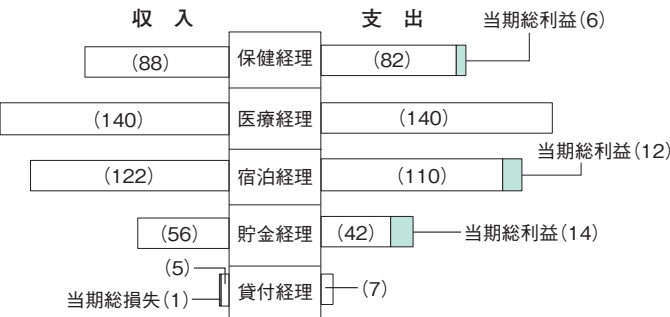
スプランの各事業を総括したものです。なお、2年度末の加入者貯金残高は、1兆2103億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

2年度の貸付額は、加入者貸付133億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位:億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

短期(医療)給付事業及び年金等給付事業の事務費用は、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金71億円により賄うこととなります。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

― 令和元年度版 ―

自己診断チェックリストをご活用ください

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自ら経営上の問題を早期に見し、自主的な改善努力を行うためのツールです。令和元年度版を私学事業団ホームページ（助成業務のご案内▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」）に掲載していますのでご利用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成です。本号では、「高等学校編」を使ってご紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリス

ト」は、学校法人全体を「法人全体」で、設置する学校を「学校単位」で、それぞれチェックします。両方でチェックすることにより、収支状況の把握や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとに、問題がどこにあるかを把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を設定しています。学校単位では「事業活動収支状況」、「生徒数関係」、「教職員関係」、「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。エクセルの様式にある「法人入力シート」、「学校入力シート」、「目標値入力シート」の各項目に決算値等のデータを入力すると、法人全体、学校部門の数値が算出されます。算出した数値を、チェックリストの各項目の説明文やエクセルの参考資料等にある階層区分を基に評価します。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価（各項目10点満点）することができ（次頁表2参照）。

絶対評価

指標ごとの適正値や法人が自ら設定

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（＊）	収入に対して人件費はバランスがとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（＊）	安定的に経営を行う上で保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（＊）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

＊はレーダーチャートで使用する項目です。

示しています。
趨勢評価

4年前と比較した現在の数値が改善したか否かを10～2点の5段階で評価します。

相対評価

全対象法人の中での自法人・学校の位置を10～1点の10段階で評価します。

【例】教育活動資金収支差額比率」（次頁表2参照）

教育活動資金収支差額比率は、学校法人の本業である「教育活動」でキャッシュフローのプラスを生み出しているかを測ります。活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額を教育活動資金収入計で除して算出します。しかし、知事所轄学校法人では、学校法人会計基準第37条により活動区分資金収支計算書を作成しなくてもよいとされています。このため、本チェックリストでは、活動区分資金収支計算書を作成していない法人にも使用していただくように、エクセル様式の「法人入力シート」に数値を入力し、算出できるようにしています。ただし、学校法人において、教育活動における金額を区別できる場合は、その金額に基づいた計算を行ってください。

表2の例では、平成30年度教育活動資金収支差額比率は、4・3％なので、絶対評価は「直近年度は10％未満」の4点となり、相対評価は、1・0

表2 財務比率等に関するチェックリスト（高等学校編・法人全体）の例

※比率の計算は小数点第二位以下を切り上げています。

（単位：百万円）評価表

項目	【※】		28年度	29年度	30年度	増減 H30-H26	対26年度 伸び率 (%)	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	点	絶対評価	趨勢評価 (P:ポイント)	点	相対評価 (%)
	26年度	27年度													
教育活動資金収支差額比率(Ⅰ)／(F)	△0.5%	4.6%	2.6%	△0.2%	4.3%	+4.8P						10	2年連続 20%以上	5P以上増加	10 21.5% ~ 17.2% ~ 21.4%
教育活動資金収入 計(F)	2,723	2,333	2,658	2,829	2,359	△364	△13.4%					8	直近年度 20%以上	2.5P以上増加	8 14.4% ~ 11.5% ~ 14.3%
教育活動資金支出 計(G)	2,687	2,221	2,492	2,702	2,382	△305	△11.3%					6	直近年度 10%以上20%未満	2.5~△2.5P 増減	6 9.2% ~ 7.2% ~ 9.1%
教育活動調整勘定等 計(H)	△48	△6	△99	△130	124	173	357.5%					4	直近年度 10%未満	2.5P以上減少	4 4.7% ~ 1.0% ~ 4.6%
教育活動資金収支差額(Ⅰ)=(F)-(G)+(H)	△12	106	67	△3	101	113	920.1%					2	2年連続 0%未満	5P以上減少	2 -4.9% ~ -5.0%

【※】平成26～27年度は旧会計基準の決算値を擬似的に組換えて算出した参考値です。

4・6%の範囲であることから、3点となります。趨勢評価は、平成26年度から平成30年度にかけて4・8ポイント増加しているので、8点となります。

総括表（リーダーチャートによる総合評価）

「財務比率等に関するチェックリスト」には、一つの頁に一つの財務比率等（表2）の他に、法人全体、学校部門ごとに、すべての財務比率等を一覧にした総括表があります。各財務比率等の頁は、比率を構成する数値も表示されているため、より詳細な分析を行え、総括表は、法人や学校全体の状況を一目で把握することができます。

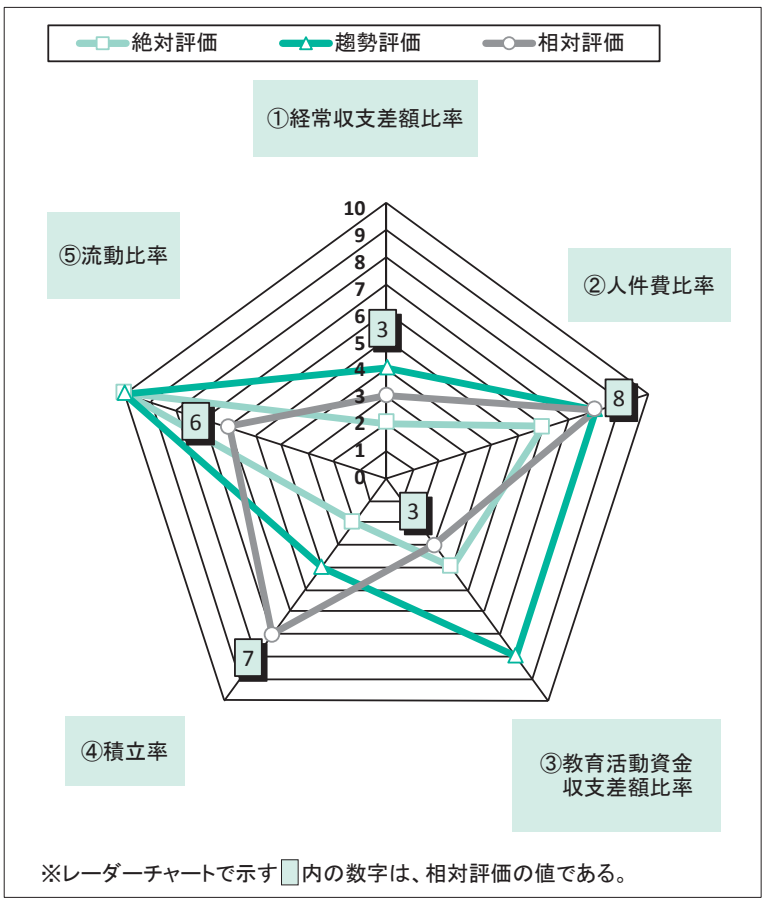
また、総括表では、特に重要な財務比率を基にリーダーチャートを活用した総合評価も行えます（図参照）。法人全体・学校単位の2種類があり、いずれのリーダーチャートも5項目を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。逆に図形が小さく広がり欠け、いびつな場合は当該項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。

「法人入力シート」にデータを入力することにより、図に示すように絶対、趨勢、相対の各評価の数値が算出され、リーダーチャートが作成されます。

図の法人全体のリーダーチャートでは、フローに相当する「③教育活動資金収支差額比率」の趨勢評価は8点となり、4年前と比べて2.5ポイント以上増加しており、本業である教育活動の状態は改善していますが、絶対評価は4点、相対評価は3点と平成30年度の評価は低くなっているため、さらなる改善が必要です。

一方、「①経常収支差額比率」は絶対評価は2点（2年連続0%未満）、趨勢評価が4点（2.5ポイント以上減少）、相対評価は3点（△8.9%～△5.2%）と、すべての評価が低い値となっています。これらの低評価には、実際の資金収支差額比率の趨勢評価は8点と

図 レーダーチャート 総括表より抜粋（高等学校編・法人全体）



金支出を伴わない減価償却額が影響している可能性もありますが、これ以上の収益性の悪化は避けたいところです。

ストック面である「⑤流動比率」は絶対評価が10点（2年連続200%以上）、趨勢評価が10点（10ポイント以上増加）と高いことから、短期的な資金繰りに大きな問題は生じないと考えられます。ただし、運用資産の保有状況を表わす「④積立率」が絶対評価2点（2年連続100%未満）、趨勢評価4点（5ポイント以上減少）と低く、長期的な安全性は悪化しています。

これらの評価を総合的に見ると「⑤流動比率」が絶対・趨勢の両評価とも高いため、直ちに資金繰りに窮することはないと考えられますが、「①経常収支差額比率」と「③教育活動資金収支差額比率」の絶対・相対評価が低く、「④積立率」の絶対・趨勢評価も低いことから、将来の施設設備の取替更新や退職金の支払いなどに不安が残ります。早急に生徒確保や支出の見直しを講じる必要があります。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより、法人全体や学校部門の問題が浮き彫りになります。改善すべき収支科目は何か、悪化した要因は何かを、財務比率、生徒数、教職員数等から分析することによって、原因の把握と改善すべき点を明確にできます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報公開と地域貢献」の8区分50項目を設定しています。例えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能しているか、また、理

事会の一体的な協力体制が維持できているかなど、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかを確認します（表3参照）。

自法人の実情に照らし、該当する項目に「○」、しないものに「×」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握と改革の糸口を見つかります。

なお、学校法人が設置している学校の種類により実施すべき内容が異なることがあるため、「大学・短期大学編」と「高等学校編」では項目内容を変えており、法人の形態に沿った内容となっています。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、あえて教職員に回答してもらうことも、問題点、改善策を検討する有効な手段の一つです。

例えば、8区分のうちの一つ「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目（設問22）があります。経営者である理事長や理事は十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「×」と付けるかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。経営者にはこうした意識のギャップ

を踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。組織運営の円滑化には教職員との良好な関係が築けているかが重要になります。

このように経営者、教職員とあらゆる立場の人間に回答してもらうことに

表3 管理運営等に関するチェックリストの例（高等学校編）

チェック欄	主 な 項 目
1.ガバナンスの確立	1 理事長を中心とする理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能している
	2 一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力体制が維持できている
3.組織運営の円滑化	20 教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
	21 組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	○ 22 教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
	23 評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
該当する○の数は… 2/5	○ 24 全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

より、経営者だけでは気付かなかった問題点を浮き彫りにできます。

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例です。分析に当たっては、適宜、修正・追加し、さらに自法人の実態に合った形に変更するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかった項目については、原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）経営支援・情報提供 ▼「私学経営情報センター」が行うサービスの「案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎ 03(3230)7829、7831
Eメール shien@shigaku.go.jp

標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定が必要となります。

STEP 1

固定的給与の変動又は給与体系の変更がありましたか。
残業代など、非固定的給与のみの増減は「いいえ」へ

STEP 2

報酬の変動の理由は次のうちどれですか。

- ①固定的給与の変動…昇給や降給、通勤手当、扶養手当、処遇改善費等毎月固定に支払われる手当の変更など
 - ②給与体系の変更…月給者から時給者へ変更
 - ③産休・育休終了後、時間短縮勤務をしている
 - ④60歳以上で、退職後引き続き再雇用されたが報酬が下がった
- ※原則として休職を理由とした報酬改定はできません。
※病気等で勤務時間を短縮し、基本給から一定額を控除して支給するような場合は固定的給与の変動にはなりません。

①②はSTEP 3へ

③はSTEP 3-2へ

④はSTEP 3-3へ

STEP 3

変動月以後の継続した3か月間のいずれの月も、支払基礎日数*が17日以上（短時間労働加入者においては11日以上）ありましたか。
※支払基礎日数…月給者は暦日数、時給者は出勤日数

STEP 4

その3か月間の報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差がありますか。

STEP 5

その差は、固定的給与の変動と同じ動きになっていますか。
例えば固定的給与が上がったならば、等級も上がっていますか。

STEP 6

固定的給与の変動は、定期昇給のように、毎年同じ時期に発生が見込まれるものですか。また、その変動月以後3か月のうち、例年繁忙であるために、他の時期と比べて非固定的給与が多く支払われる月がありますか（定期昇給と繁忙の時期が重複していますか）。

学校法人等からの申立書及び本人の同意があれば、年間報酬額で決定できる可能性があります。要件を確認して、「標準報酬月額改定届（年平均用）DL」を提出してください。

※要件は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」標準報酬月額改定届書（年平均用）で確認してください。〔事務担当者用ページ〕のQ&Aもあわせてご覧ください。

※要件に該当しない場合は、通常の随時改定の該当者ですので、「標準報酬月額改定届DL」を提出してください。

※要件に該当するが、年間報酬額が現在確認されている等級と同じ、又は下回る等により随時改定を行わない場合は、その旨が分かるように標準報酬基礎届書の提出時に、年平均の保険者決定を申し出てください。

STEP 3-2

育児休業等を終了した日において、当該育児休業等にかかる3歳未満の子を養育していますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて1等級以上の差がありますか。

標準報酬月額改定届は不要です

※DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

退職等年金給付掛金の負担軽減

令和2年9月分掛金から

企画室

令和2年度の掛金等の率についてはすでにお知らせしているところですが（本誌3月号）、このうち、退職等年金給付掛金については、2年9月分（学校法人等10月納付分）以降、本来の掛金率1・50％から0・3ポイント引き下げた1・20％をもって算定（学校法人等及び加入者として折半負担）し、掛金の負担軽減を図ることとしました。

このことについては、2年3月19日開催の共済運営委員会において審議され、文部科学大臣の予算認可を受けることを前提として了承されましたが、同年3月31日に予算認可されましたので、お知らせします。

今回の掛金負担軽減の背景

経過の職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和元年再計算結果により、経過の長期給付積立金は経過の職域加算給付の将来的な支給に支障がないこと、そのうえで、さらに厚生年金の保険料率（加入者保険料率）を法律上の最大軽減幅で軽減することが可能である、との見通しであることはすでにお知らせしています（本誌1月号）。当該再計算結果において、さ

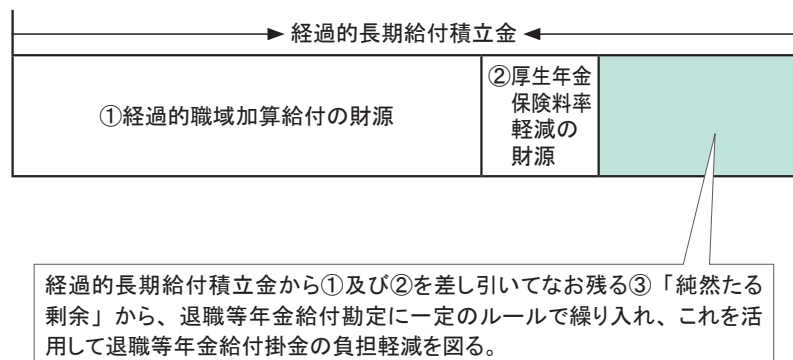
らに剰余が存在することが見込まれました。

この剰余の活用について検討した結果、この剰余から退職等年金給付勘定へ一定のルール（※）で繰り入れるしくみを導入し、その資金を財源として退職等年金給付にかかる掛金の負担軽減を図ることとし、このたび、文部科学大臣の予算認可を受けました。

※繰り入れに当たっての一定のルール
・5年ごとに行う経過の職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和元年再計算結果により、経過の長期給付積立金において、優先順位の高い①将来にわたる経過の職域加算給付にかかる財源②厚生年金保険料率の軽減のための財源（法定幅の最大値を見込む）を差し引いた③「純然たる剰余」を把握します。

・この「純然たる剰余」から、平準的な繰入率（掛金率相当）を算出します。
令和元年再計算での繰入率：2年9月分から将来にわたり0・3％
・5年ごとに行う再計算時に、繰入率の継続・変更（あるいは終了時期）を確認し、必要に応じて見直します。

図1 新しい繰り入れのしくみのイメージ



退職等年金給付の掛金率

2年9月分からの次の再計算時期である7年3月分までの間、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、上記のとおり標準報酬月額等に対し0・3％に相当する額を経過の長期給付積立金を経理する職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることとします。

図2 退職等年金給付掛金率のイメージ

改正前 1.50%		改正後 1.50%	
0.75%	0.75%	0.6%	0.6%
加入者負担分	学校法人等負担分	加入者負担分	学校法人等負担分
		0.3% 繰入れ	

この結果、2年度の退職等年金給付掛金にあつては、2年9月分掛金から、本来の掛金率である1・50％からこの繰入率を差し引いた実行上の率1・20％（＝1・50％－0・3％）をもって算定した掛金を納付していただくことになります。

表 令和2年度の掛金等の率

(太字部分が変更箇所) (単位：%)

区 分		短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 (軽減保険料率)	合 計
		短 期 給付分	福 祉 事業分	介護分	小 計			
40歳以上の加入者	甲種加入者	8.569	0.250	1.759	10.578	1.50〔8月まで〕 1.20〔9月から〕	14.973〔8月まで〕 15.327〔9月から〕	27.051〔8月まで〕 27.105〔9月から〕
	乙種加入者等	8.569	0.195	1.759	10.523	-	-	10.523
	丙種加入者	-	0.195	-	0.195	1.50〔8月まで〕 1.20〔9月から〕	14.973〔8月まで〕 15.327〔9月から〕	16.668〔8月まで〕 16.722〔9月から〕
	任意継続加入者	8.569	0.125	1.759	10.453	-	-	10.453
40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者	甲種加入者	8.569	0.250	-	8.819	1.50〔8月まで〕 1.20〔9月から〕	14.973〔8月まで〕 15.327〔9月から〕	25.292〔8月まで〕 25.346〔9月から〕
	乙種加入者等	8.569	0.195	-	8.764	-	-	8.764
	丙種加入者	-	0.195	-	0.195	1.50〔8月まで〕 1.20〔9月から〕	14.973〔8月まで〕 15.327〔9月から〕	16.668〔8月まで〕 16.722〔9月から〕
	任意継続加入者	8.569	0.125	-	8.694	-	-	8.694

<区分>

甲種加入者…短期給付・年金等給付適用者

乙種加入者等…短期給付のみ適用者、甲種加入者のうち協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者

丙種加入者…年金等給付のみ適用者

任意継続加入者…退職後短期給付のみ適用者

◎ 掛金等の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎ 都道府県補助金は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対して補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対する補助はありません。

◎ 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、実行上掛金を算定する際に用いる、本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた率を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症への対応

業務部 資格課・福祉部 保健課

●加入者の資格

感染拡大防止のため、加入者を休業させた場合（以下「一時帰休」といいます）、雇用関係が継続している間は、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格は継続するものとみなします。

●一時帰休に伴う標準報酬の取り扱い

休業期間中に労働基準法第26条の規定に基づく休業手当又は労働協約等に基づき報酬（以下「休業手当等」といいます）が支払われた場合は、次のように取り扱います。

① 定時決定

7月1日時点の状況で報告方法が異なります。その時点で休業が解消している場合は、休業手当等が支払われた月は算定から除きます。休業が解消していない場合は、休業手当等を含めた額で報告します。

② 随時改定

休業手当等を受けている状態が継続して3か月を超える場合は、固定的給与の変動とみなし、休業手当等の額を含めて随時改定を行います。

当該取り扱いの詳細は、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ▼資格関係）を参照してください。

●特定保健指導の一時中止

緊急事態宣言が解除されるまでの間、「特定保健指導利用券」を使用する特定保健指導は一時中止となります。ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は除きます。

●令和2年度「特定健康診査受診券」の送付の延期

本誌5月号で6月下旬に送付するとお知らせしましたが、令和2年度分は7月下旬送付に延期となりました。

●会場型特定健康診査の一時中止

各ガーデンパレス共済業務課で実施する会場型特定健康診査は、令和2年9月30日まで中止となります。

●永年勤続加入者直営施設利用優待券の有効期限の特別延長

平成30年度に発行した永年勤続加入者直営施設利用優待券は、有効期限が令和2年5月31日で到達しますが、3年3月31日まで特別延長します。

最新の情報は、私学共済ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連情報）をご覧ください。

基本ポートフォリオ等を見直しました

資産運用部

私学事業団は、年金積立金を長期的に安全かつ効率的に管理・運用するため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。今般、公的年金の令和元年財政検証が行われたこと等を踏まえ、見直しを行いましたのでお知らせします。

厚生年金保険給付積立金

公的年金の財政検証に伴い、主務大臣（総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣）により積立金基本指針の一部が改正されたことを受け、次の2点について「管理運用の方針」を変更しました。

①積立金の運用全般について非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、必要な取り組みを行う。

②積立金全体の運用利回りについて、ベンチマーク収益率による評価を行う。

●モデルポートフォリオ

厚生年金保険事業を長期的・安定的に運営していくための財政上の経済前提とされた長期の名目運用利回りが

表1 モデルポートフォリオ
資産配分割合及び中心値範囲
(厚生年金保険給付積立金)

資産区分	資産配分	中心値範囲
国内債券	25% (35%)	±4% (±10%)
国内株式	25%	±4% (±9%)
外国債券	25% (15%)	±4%
外国株式	25%	±4% (±8%)

() は変更前

4・0%（名目賃金上昇率2・3%＋スプレッド1・7%）とされました。これを踏まえ、管理運用主体（※）は、表1のとおりそれぞれの基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を共同で変更し、令和2年4月1日から適用しました。

※ 管理運用主体とは、被用者年金制度一元化以降に厚生年金の積立金を管理運用することとされている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団の4団体です。

表2 基本ポートフォリオ
資産配分割合及び許容乖離幅
(厚生年金保険給付積立金)

資産区分	資産配分	許容乖離幅
国内債券	25% (35%)	±10%
国内株式	25%	±8% (±9%)
外国債券	25% (15%)	±6% (±4%)
外国株式	25%	±7% (±8%)

() は変更前

●基本ポートフォリオ

このモデルポートフォリオは、厚生年金保険事業の財政上の前提条件とされた実質的な運用利回り1・7%（名目運用利回りのうち名目賃金上昇率を上回る部分）を長期的に確保でき、かつ、名目賃金上昇率2・3%を下回るリスクが最小となる資産配分割合としました。このことから、厚生年金保険法に基づき、モデルポートフォリオに即して表2のとおり基本ポートフォリオを変更し、2年4月1日から適用しました。

なお、表2の備考として、国内債券に、短期資産及び貸付金を含むことや、オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金全体の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて、4資産のいずれかに区分することを記載しています。

経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金は、被用者年金一元化により廃止された共済年金の職域（旧3階）部分の給付を賄うための財源であることから、管理運用上はより安全性が求められます。

このことを踏まえ、一元化以降は負債対応部分（給付現価に相当する積立金）とこれを上回る部分（剰余の積立金）とに分けて管理運用を行ってきました。なお、厚生年金の加入者保険料の負担軽減は、剰余部分があることを前提に実施できることとされています。

●令和元年財政再計算結果

元年に行われた経過的職域加算給付の財政再計算の結果は表3（13頁参照）のとおりです。給付現価（表3②の額）の推計に用いた長期の名目運用利回りは、厚生年金保険給付積立金と同じ4・0%でした。

●基本ポートフォリオ

名目運用利回り4・0%の達成を優先する場合、厚生年金保険給付積立金と同じ基本ポートフォリオになりますが、経過的長期給付積立金は、いずれ給付が終了する年金を賄うための積立金であり、投資期間が厚生年金よりも短い等の違いがあります。このことを踏まえ、リスクの抑制を図ることに重きを置くこととし、表4のとおり厚生年金保険給付積立金より運用リスクが低い現行の資産配分割合を維持し、許

表3 令和元年財政再計算結果（経過的長期給付積立金）（単位：億円）

資産区分	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ
①積立金の額（※1）	19,595				
②旧職域部分の収支差額の現在価値の合計（※2）	△12,103	△11,975	△11,755	△11,425	△11,348
③保険料負担軽減額（最大）の現在価値の合計（※3）	△2,801	△2,801	△2,801	△2,713	△2,713
④剰余（①+②+③）	4,691	4,819	5,039	5,457	5,533

※1 平成30年度末残高（簿価ベース）
※2 旧職域部分の年金を将来にわたって支払っていくための費用を、運用利回りで現在価格（平成30年度末時点）に換算した値
※3 保険料負担軽減額を運用利回りで現在価格（平成30年度末時点）に換算した値
注）四捨五入しているため、必ずしも①+②+③は④と一致しません。

容乖離幅のみ変更しました。
なお、表4の備考として、国内債券に、貸付金及び不動産を含むことや、オルタナティブ資産に投資する場合、積立金全体の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて、4資産のいずれかに区分することを記載しています。

表4 基本ポートフォリオ
資産配分割合及び許容乖離幅
（経過的長期給付積立金の負債対応部分）

資産区分	資産配分	許容乖離幅
国内債券	35%	±9% (±13%)
国内株式	25%	±8% (±5%)
外国債券	15%	±4% (±3%)
外国株式	25%	±8% (±5%)

（ ）は変更前

この基準利率は、国債の利回り（10年国債の応募者平均利回りの直近1年）
退職等年金給付積立金の運用に当たっては、退職等年金給付の制度上設定される基準利率を目標としています。

退職等年金給付積立金

現在の資産配分割合を維持するに当たり、基本ポートフォリオは、期待リターンが3・84%と若干低くなるものの、効率性（物価や賃金の上昇率を下回るリスクは最小）が保たれていることを確認しています。加えて、将来シミュレーションにおいても、剰余部分が活用できる効果により、積立金が不足する確率は極めて低いことも確認しています。

表5 基本ポートフォリオ
資産配分割合及び許容乖離幅
（退職等年金給付積立金）

資産区分	資産配分	許容乖離幅
国内債券	100%	-10%
国内株式	0%	+10%

間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見通しを勘案して設定されるものであることから、全額を国内債券で運用しても積立不足にはならないしくみとなっています。
また、平成30年に実施した財政再計算において、現行の1・50%の掛金率で財政の均衡が保たれていることが確認できています。このことから、表5のとおり現行の資産配分割合を維持することとしました。
なお、表5の備考は、表4の経過的長期給付積立金とはほぼ同様としています。

「管理運用の方針」は、文部科学大臣の承認を受け、私学共済ホームページ（年金資産の運用）に掲載しています。

・平成28年より、各年度末時点で、平均標報の2倍が現在の最高等級である62万円を超える状況が続いており、今後も継続する蓋然性が高い。
・令和2年3月末においても、平均標報の2倍が62万円を超えていることが確認された場合、2年9月から、政令改正により標準報酬月額の上限を引き上げる（現行の最高等級（第31級・62万円）の上に、さらに1等級（第32級・65万円）を加える）。
今後、関係政令が公布された場合（本年8月頃に公布の見込み）、通知文や広報誌等で改めてお知らせします。

令和元年10月30日に開催された社会保障審議会年金部会（厚生労働省に設置されている社会保障制度の横断的な基本事項を調査審議する審議会）において、厚生労働省が、厚生年金保険における標準報酬月額の上限改定について、次のとおり報告しました。
・年度末時点の全厚生年金被保険者の平均標報（標準報酬月額の平均額）の2倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合、その年の9月1日から政令で上限を引き上げることができるとされている。

年金等給付にかかる標準報酬月額の上限の引き上げ（予定）
企画室

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>
 助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
 共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

「賞与等支給報告書」をご提出ください

「賞与等支給報告書^{DL}」は、支給日（同月内に複数回の支給があった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。私学事業団より事前に送付した報告書に記載のある加入者で、賞与等の支給がない人は、報告書の該当列を二重線で抹消してください。電子媒体や電算用紙による報告校には事前に用紙等が送付されないため、支給されたら、忘れずに提出してください。

なお、賞与掛金等は、6月17日（水）受付分までを6月分の掛金等（7月送付）で調定する予定です。

【業務部 資格課】

「標準報酬基礎届書」を送付します

毎年1回の定時決定にかかる「標準報酬基礎届書^{DL}」を6月8日（月）～9日（火）にかけて全国の学校法人等宛てに送付します（あらかじめ電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等へは、通知文のみ送付します）。同封の通知文の記入例や注意事項を参照のうえ、期限までに提出してください。

内容に不備等ありましたら、私学事業団より電話等で確認することがあります。6月の報酬が支払われたら、提出期限にかかわらず早めに提出してください。

提出期限：7月10日（金）

【業務部 資格課】

積立共済年金と共済定期保険の 前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月30日（火）必着です。

【積立共済年金】

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」（「医療保障コース」、「医療費支援コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 保健課】

「事務担当者連絡会テキスト」を 私学共済ホームページに掲載しました

「令和2年度第1回私学共済事務担当者連絡会テキスト」及び請求フォームを私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕に掲載しました。送付を希望する場合は、請求フォームに必要事項を記入のうえFAXにて請求してください。

【広報相談センター 相談班】

加入者向広報「レター」夏号等、 令和2年版「事務の手引」を送付します

上記の広報刊行物を7月上旬に学校法人等宛てに送付します。「レター」の送付対象者は、5月末現在の加入者です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。詳しくは「レター」に同封する送付状を確認してください。

【広報相談センター 広報班】

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 4月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 5月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着）
15日(月)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
29日(月)	掛金等 5月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日(火)	掛金等 5月分納期限 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 6月分定期償還期限
10日(金)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限（必着）
15日(水)	貸付 8月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■1回目提出締め切り 5月29日→6月30日(火)に延長

- 〔文部科学大臣所轄学校法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

→学校法人の概要、人数関係等帳票

■2回目提出締め切り 6月30日(火)

- 〔文部科学大臣所轄学校法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

→土地・建物面積等、財務関係等帳票

■提出締め切り 6月30日→7月31日(金)に延長

- 〔知事所轄学校法人(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用)〕

→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「平成31年(令和元年)度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」を文部科学大臣・知事所轄学校法人ともに私学情報室までご郵送ください。

なお、文部科学大臣所轄学校法人については、補助金課に提出している場合でも、別途ご提出ください。

システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

2020年度 若手・女性研究者奨励金を配付しました

若手・女性研究者奨励金は寄付金を財源としています。2020年度の本奨励金配付に当たり、ご寄付を賜りました皆様に心から御礼を申し上げます。

一般社団法人 日本工業倶楽部 様

株式会社三菱UFJ銀行 様

株式会社ニトリ 様

三菱UFJ信託銀行株式会社 様

第一生命保険株式会社 様

三井住友信託銀行株式会社 様

株式会社エヌ・ティ・ティ データ 様

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 様

ANAホールディングス株式会社 様

他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

若手・女性研究者奨励金は、多様で特色ある教育・研究に取り組む、私立大学等の未来を担う若手研究者や女性研究者が、自ら発案し、自ら取り組む研究に対して研究機会を創設することを目的として配付するものです。社会全体で若手・女性研究者の支援を行うしくみを構築することが重要であるという考えの下、その財源を寄付金で賄うこととしています。

私学事業団では、この若手・女性研究者奨励金に対する寄付金募集に積極的に取り組み、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316~7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページからの予約が断然お得です！

箱根 たいがく 岳 荘

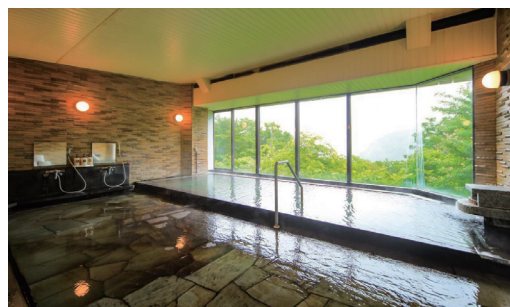
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
箱根登山電車「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩2分。又は箱根登山電車「大平台」駅下車、徒歩5分

味彩プラン

季節の和食会席をお楽しみいただくプランです。旅で疲れた身体を源泉掛け流しの温泉でゆっくりと癒してください。

1泊2食(2名1室／1名様) 13,500円
(令和2年7月18日～8月31日は14,500円～)

取扱期間：通年(年末年始を除きます)
※休日、祝日の前日は500円の割り増しとなります。
※1名1室の場合は、1泊につき1,000円の割り増しとなります。



源泉掛け流しの温泉

HOTEL & BANQUET 福岡カーテンパレス

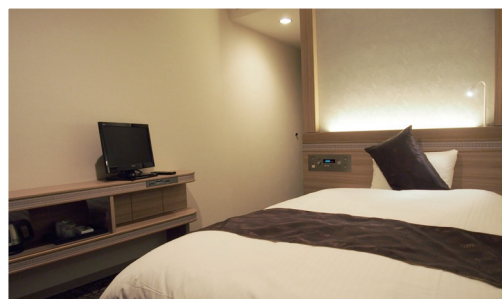
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)
地下鉄「福岡空港」駅・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、徒歩8分
<https://www.hotelgp-fukuoka.com/>

シューシャインサービス付宿泊プラン

おやすみ前に靴を預けていただき、翌朝にピカピカの靴をお届けするサービス付きのプランです。

1泊素泊まり(1名1室／1名様)
シングルルーム 6,900円～10,000円

取扱期間：通年
※上記料金は日程により変動します。詳しくはお問い合わせください。
※福岡市宿泊税200円が別途必要になります。



シングルルーム

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

「教育環境充実資金」をご検討ください

私学事業団では、学校法人の経営の安定に寄与し、教育研究活動を円滑に実施していただくための資金としてご利用いただける「教育環境充実資金」を設けています。本資金についてご希望やご質問等がございましたら、融資課までお問い合わせください。

たとえば、こんなときに…

- 家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設ける。
- オンライン授業を導入するための環境を整備する。
- 学部・コースの改組に当たり教育プログラムを再構築する。

融資額

(教育研究経費支出＋管理経費支出)×50%×80%
を上限とする。(決算額または予算額に基づき算出)

融資金利

0.303% (令和2年5月現在)

返済期間

5年6か月以内(半年間の元金返済据置が可能)

※融資対象は、学校法人の設置する私立学校(大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校)です。専修学校については対象となる学科が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。
※所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。
※新型コロナウイルス感染症対応のために本資金を利用する場合、令和2年度中に支払う半年分の利息について文部科学省から助成が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和2年5月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.70	年% 0.50	年% 0.305	年% 0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.405	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.305	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については対象なりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp